

「自走式電動自転車」にご注意下さい

最近各地の消費者センターや消費者の方々から自走式電動自転車の安全性についてご相談が増えています。

自走式電動自転車はペダルをこがなくてもモーターで自走し続ける自転車であり、このような商品は原動機付自転車等として、ナンバープレートの装着や運転免許が必要となり、このような条件を満たさずに運転されますと、道路交通法違反などに問われることとなります。

加えて、このような自転車を“電動アシスト自転車”と誤解して購入されますと、自走式のため操作方法を誤り、思わぬ事故等に巻き込まれることも懸念されています。

東京都生活文化局では、

本件に関し『商品テスト結果「折りたたみ電動アシスト自転車の安全性」』

http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/test/bicycles_press.html

を発表し、消費者の皆様は電動アシスト自転車の購入にあたって注意を呼びかけるとともに、BAAマーク等の認証マークが貼付された電動アシスト自転車かどうかをご購入の際に参考にされることを推奨されています。